各工場従業員諸君▼

葛飾区堀切園前　坂井発動機製作所に争議が起った!!

工場の模様

全従業員約七十名、中徒弟四十七名、工場法の適用工場なるも、設備、待遇は、家内工業時代の遺物の如く、健康保険の如きは、全員の三分の一位で、三分の二の人々は他人の保険証で間に合わすと云ふ、脱法振りだ、徒弟と云ふも工場法に云ふ徒弟でなく、見習工を奴隷化したような形だ。職人、見習工を監督すること、大根の如く、必ずケチを付けて追ひ出す。

職人は十時間務めだが、徒弟は十三時間完、小使銭が少なく、待遇が悪くて、仕事は暗と来てるから、徒弟が如何に、世間知らずでも不平も起ろうと云ふもの、

職長と織り職工が喧嘩して叱られ、遂に職工は不安の余り、退職手当の要求となり、今月十二日に退職手当要求の発表があり、二十二日に主人より約束破キ、二十三日工賊の應援で退職手当の貰かさに至り解決した。

争議の原因

然るに、二十九日に職人の重なる人五名を解雇した、遂に職人はストライキに入ることになった、徒弟の人々も遂に職人と協力することになり四月三十日徒弟と共にストライキに入った。

工場主は個人の伴天き着た人を出して、奥に居て出ないで居る。誠意がないのだ、で争議団は、いよく五月一日より、本式の争議の陣容を固めて、次の要求で攻勢に出ることになった、判らぬ主人には、労働者として、外に道はないのだ、ただストライキを以って対し、頑愚な工場主の反省を促がす外ないのだ。

要求

一、五名ノ復職

一、争議中ノ日給及費用全額ハ工場主負担、

一、工場法規の完全なる實施

一、健康保険は即時全員に実施並ニ重使用反對、

一、残業歩増の確定、

一、衛生設備の完備、

一、工場委員会設立、

徒弟、

一、時間ハ職人並

一、信書破キ反對

一、寄宿舎、食堂、便所の改善設備、

一、小使銭倍額支給、

一、父兄ヵ面会ニ来タラ会わせ、

一、年期契約ノインチキ反對、

一、工賊の約束不履行反對

一、悪職長并事務員反對　等々

右の要求で戦かって近く勝利解決があろうが、諸君の工場にも多かれ少かれ、同様のことがあろうと思ふ、

工場主が臨時工、人足、親方廃の名で、工場法健康保険法の脱法行為をやって居る筈につき、此の問題は実に重要な共通問題であるから、全労働者は一丸となって斯ふした問題に当るべきと思ふ、労働者は主張に拘わらず、当面の問題で協力すべきと信ずる。

団結あるのみ

賃銀の値下、解雇の不安、生活向上には、私達は団結あるのみです、労働組合こそ、労働者の唯一の味方である、今日は人の身、明日は我が身の心細い工場勤め、労働組合、団結の力によって朗らかに生活が出来るのだ、一人残らず労働組合へ!!

工聯葛飾支部設立さる

我工場の人々により組合の支部が出来ました。組合には人事百般の相談部があります、遠慮なく難題を持ち込んで下さい、力強い組合員並協力者の力で、一切を有利に解決します、

昭和十年五月一日　関東地方工場従業員聯絡委員会

東武線玉ノ井駅前、(寺島五ノ五九)　墨林　工聯

坂井発動機争議団本部事務所